

# グリーンパークゴルフセンター 利用規約

## 第1条（約款の適用）

当練習場の利用者は、本約款に従っていただきます。当約款において「利用者」とは、第2条に基づき会員登録をした方および会員に同伴して来場される方をいいます。

## 第2条（利用契約の成立）

当練習場においてプレー（練習）をしようとする方は、本規約を確認の上フロントにて会員登録をしていただき、これによって当練習場は登録者の施設利用をお引受けいたします。

## 第3条（施設利用の拒絶）

当練習場は次の各号のいずれかに該当する場合は施設の利用をお断りする事があります。

1. 満席（予約打席を含む）のとき
2. 天災その他やむを得ない事情により、練習場をクローズするとき
3. 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為を行う恐れがある者と認められるとき
4. 利用者が集団的にまたは、常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある者と認められるとき
5. 偽名又は他人名義で登録が行われたとき
6. 泥酔、覚せい剤等の薬物使用のとき
7. 刃物、危険物等を所持しているとき
8. ルール・マナーに著しく反するとき及び、その警告を無視して改めないとき
9. その他、本約款に違反したとき

## 第4条（休業日、営業時間）

当練習場の休業日及び営業時間については、当練習場が別に定めるところによります。

ただし、臨時的に変更する事があります。

## 第5条（金銭その他貴重品、携帯品）

利用者の携帯品等は、ご自身で管理していただきます。当練習場は、打席、ロビーその他の場所の如何を問わず、携帯品の紛失・盗難・滅失・毀損について一切の責任を負いません。

## 第6条（自動車及び携帯品等の事故責任）

当練習場が提供している駐車場で自動車及び携帯品に盗難又は損傷等の事故があっても当練習場は一切の責任を負いません。

## 第7条（危険防止・事故防止）

当練習場では利用者が楽しく安全に練習していただけるように、次に挙げる事項を定めています。利用者は必ず遵守して下さい。

<禁止事項> 1. 指定打席以外での練習 2. プレーヤー以外の方の打席ゾーンの立ち入り 3. 友人、知人、またはいかなる関係者であっても、当練習場所属ティーチングスタッフ以外の方の打席レッスン 4. 通路等打席以外での素振り 5. 打席マット、打席間仕切りの移動 6. フェアウェイへの立ち入り 7. フロントでの登録者以外の方の練習 8. 泥酔状態での練習 9. 写真撮影、録音等の行為（特に許可する場合を除く）

<注意事項> 1. 楽しく安全にプレーをしていただくため、エチケット、マナーをお守り下さい 2. 前後の打席に充分ご注意下さい。特にティーアップ機のボールピットにボールを入れる際は前方打席にご注意下さい 3. 小学生以上 19歳未満の方は、本規約に定めるほか、別に定める「ジュニア利用規約」に従いご利用下さい。小学生未満のお子様を同伴される場合は、同伴者の十分な安全管理のもとで、他の利用者の迷惑にならないようご注意下さい

## 第8条（長尺クラブの使用について）

当練習場は「長尺クラブ」（当練習場においては、シャフトの長さが46インチ以上のクラブを指します。）の使用を危険防止のため禁止します。該当クラブの使用は絶対におやめください。万一こうしたクラブを使用して事故が発生した場合、使用者の責任となり、当練習場は一切の責任を負いません。

## 第9条（事故の責任）

プレー（練習）される方が、プレー（練習）にあたって第三者に損害・物品破損その他の損害を発生させ、又はご自身がこれらの被害を受けても、当練習場は一切損害賠償の責任を負いません。

## 第10条（強風、雷、異常気象時の注意事項）

強風、雷、異常気象などの際は、プレー（練習）を中断し、係員の指示に従って下さい。

## 第11条（火気の使用についての注意事項）

打席、クラブハウス内での喫煙は、所定の場所以外では禁止します。また歩きながらの喫煙もお断りします

## 第12条（施設に与えた損害）

利用者が、故意または過失によって当練習場の施設に損害を与えたときは、利用者にその損害を賠償していただきます

## 第13条（持込み品の禁止）

施設内へは、次の各号に挙げる物品の持込みをお断りいたします。

1. 動物（ペット含む）
2. 悪臭又は騒音を発するもの
3. 銃砲刀剣類
4. 発火又は爆発の恐れのあるもの
5. その他、他人に迷惑を及ぼす物品

#### 第 14 条（行為の禁止）

施設内では、次の各号に挙げる行為はお断りいたします。

1. 賭博その他風紀を乱す行為
2. 物品販売及び広告宣伝行為
3. 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為
4. 特に許可を得た者以外のフェアウェイ内の立ち入り

#### 第 15 条（利用約款違反の責任）

利用者がこの約款に違反し、第三者に人的または物的損害を与えたとき、または利用者が被害を受けたときも、当練習場は一切の責任を負いません。

#### 第 16 条（個人情報の取り扱いについて）

当練習場は当練習場の運営に伴い知り得た利用者の個人情報について、別途定める「個人情報保護規定」に則り安全管理に努めます。当練習場では、ご登録またはご利用いただいたお客様に対し、当練習場の営業情報・イベント告知などをダイレクトメール・FAX または E メール等でご案内させていただいておりますのでご了承下さい。

#### 第 17 条（ICカード）

1. 本カードは当社施設以外ではご利用できません。
2. 本カードは各種会員の会員証およびポイントカードを兼用します。
3. 登録されている本人以外のご利用はできません。万一、不正に使用された場合は本カードは無効とし、回収させていただきます。
4. カードを折り曲げたり、汚したり、高温の場所にお意ください。
5. カードを紛失した場合は、当センターフロント係員までお申し出ください。
6. カードはフロントでご利用料金を入金（チャージ）します。入金額の上限は 30,000 円です。
7. カードの残高及びサービスポイントはフロントで確認できます。
8. カードの有効期限は、最終利用日から 6 ヶ月間です。有効期限がきれても再度入金いただきますと、カード残高はそのまま有効期限が更新されます。ただし、ポイントは、失効いたします。
9. 一度入金されたチャージ金額の返金はいかなる場合もいたしません。

#### 第 18 条（ゴルフスクール）

1. ゴルフスクール会員にはスクールICカードを発行します。（発行料 320 円）
2. スクール開催時には必ずスクールICカードをご提示ください。
3. スクール欠席のときは、当練習場受付までご連絡ください。連絡なき場合は、振替練習ができなくなることがあります。
4. 8 回の 1 クール中、2 回振替練習することができます。（ご予約が必要です）
5. スクール代金返金について・・開始日前日まで 全額返金  
開始後  $\text{スクール代} \div 8 \times \text{残り回数} \times 0.5$

#### （付 則）

この利用約款は、利用者が来場したときから効力を発生し、施設の利用を終了したときまで効力を有するものとします。又、この約款は必要に応じ改定することがあります。

#### （実施）

この約款は平成 21 年 2 月 17 日から実施する。